

平成三十年三月十九日提出
質問第一六五号

大臣、副大臣、大臣政務官、国会議員等の活動の記録と保存に関する質問主意書

提出者 城井 崇

大臣、副大臣、大臣政務官、国会議員等の活動の記録と保存に関する質問主意書

大臣、副大臣、大臣政務官、国会議員等の活動の記録と保存について、以下質問する。

一 政府において、大臣、副大臣、大臣政務官（以下、「政務三役」という。）から国家公務員等への指示、国家公務員等から政務三役への報告は、事後の政策検証を行えるよう、原則記録し行政文書として保存すべきと考える。これらの指示や報告を政府においてどのように記録し、どのように保存しているか。現時点での記録と保存の状況について示されたい。

二 政府において、各中央省庁に対する国会議員等の要請や働き掛けは、事後の政策検証を行えるよう、原則記録し行政文書として保存すべきと考える。これらの要請や働き掛けをどのように記録し、どのように保存しているか。現時点での記録と保存の状況について示されたい。

三 政府において、政務三役の日程表は一年未満の保存であるというのは事実か。この日程表をどのように記録し、どのように保存しているのか。政務三役の活動記録は、事後の政策検証を行えるよう、原則記録し行政文書として保存すべきと考えるが、現時点での記録と保存の状況について示されたい。

四 政府において、首相官邸の訪問記録は一日で廃棄しているというのは事実か。この訪問記録をどのよう

に記録し、どのように保存しているか。首相官邸の訪問記録は、事後の政策検証を行えるよう、原則記録し行政文書として保存すべきと考えるが、現時点での記録と保存の状況について示されたい。

五 政府において、首相補佐官や参与、大臣秘書官、首相夫人秘書の活動記録は、それぞれどのように記録し、どのように保存しているのか。首相補佐官や参与、大臣秘書官、首相夫人秘書の活動記録は、事後の政策検証を行えるよう、原則記録し行政文書として保存すべきと考えるが、現時点での記録と保存の状況について示されたい。

右質問する。